

【事案Ⅵ－3】入院共済金、通院共済金および遅延損害金請求

・平成 30 年 6 月 15 日 申立て不受理

<事案の概要>

申立人は、平成 27 年 10 月～平成 28 年 1 月までの 97 日間入院し、その前後、平成 27 年 8 月～平成 28 年 7 月にかけて合計 41 日間通院して共済金を請求したところ、被申立人による審査の結果、共済金の支払を否定され、また被申立人から一方的に共済契約の解約を強制させられたことを不服として申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、1. 入院共済金 2,619,000 円、2. 入院前通院共済金および退院後通院共済金の合計額 123,000 円、3. 前記入院共済金ならびに通院共済金に対する平成 28 年 7 月 4 日から支払済みまでの遅延損害金を支払え、との判断を求める。

(1) 申立人は平成 27 年 10 月から平成 28 年 1 月までの計 97 日間入院した。

(2) 申立人は入院前に計 6 日通院した。

(3) 申立人は退院後も、計 19 日病院に、計 16 日心療内科に通院した。

(4) 申立人の共済金請求に対し、被申立人は、申立人が掛けていた生命共済契約が同共済の趣旨に反するとして共済金は支払わない、共済契約も解約すると通知してきた。

(5) 被申立人は、申立人が入院期間中に自宅に戻っていることを理由にあげているが、申立人は退院したわけではなく、治療の一環として自宅に戻ったのであり、その間も入院費等は発生し、金銭的負担をしている。

<共済団体の主張>

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であることから、裁定手続規則第 16 条（裁定審議を行わない場合）第 3 項に該当するため、裁定審議を行わないとの判断を求める。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、「係属証明申請」により訴訟係属を確認し、共済相談所規定第 10 条第 2 項第三号(裁定手続規則第 16 条第三号)に基づき、裁定申し立てを不受理とした。